

いなべ地区壮年野球リーグ戦実施要項

1. 目的 高齢化社会においても生涯現役であることを目標とし、本人の健康保持と地域の融和及び活性化を図ることを目的とする。
2. 主催 NPO法人いなべ市スポーツ協会
主管 いなべ市軟式野球協会（野球協会 代表：森 知也）
3. 登録資格 ① いなべ市において、今年度中に満40才以上になる市民、市内在勤者、いなべ市出身者で構成されたチームとする。東員町からの参加も、同じ要領とする。（昭和61年4月1日以前生まれの人）
② 選手の登録は、1チームのみとする。
4. 開催会場 員弁運動公園野球場
5. 選手規定 ① 試合に出場できる選手は、登録されている者とする。
② 新規に選手を登録する場合は、試合当日の試合開始までに事務局又は役員へ連絡すること。（選手登録したものとする）
6. 試合規定 ① 大会は、ナイターリーグ戦とする。
② 集合時間は午後7時30分、試合開始時刻は午後8時とし、開始時刻に集合していないチームは、その試合を棄権負けとする。
③ 試合は7回戦とし、7回終了時、又は1時間20分経過時において同点の場合は、引き分けとする。（ただし書きは、削除する。）
④ 5回終了時において10点差の場合は、コールドゲームとする。
⑤ 順位の決定は「勝ち点方式」とし、1勝3点、引き分け1点とし、勝ち点の多い順に上位とする。（負け・棄権は、勝ち点0点）
⑥ 試合中の雨天などの場合は、5回をもって試合成立とする。
⑦ その他のルールは、軟式野球連盟規則に基づき審判員に一任する。
⑧ 順位の決定において同条件の場合は、得失点差とする。
⑨ 上記⑧において同条件の場合は、今年度の直接対戦の勝者を上位とする。
⑩ 上記⑨において、なおも同条件の場合は、代表者のトスで決定する。
⑪ 試合日程表の試合においてどちらかのチームが棄権した場合は、相手チームの棄権勝ちとする。（勝ち点 3）
スコアーは不戦勝ち「10対0」不戦敗「0対10」とする

7. 審判規定
- ① 審判は相互審判とし、審判担当チームは審判員5名を派遣すること。
 - ② 審判員は、審判のできる服装、運動靴を着用すること。
 - ③ 審判員は規則に忠実で、絶えず見たままを的確・公平に判断しなくてはならない。
 - ④ 担当試合の審判を交替する場合は、担当チーム同士が責任をもって交替する。
 - ⑤ 審判担当チームは、担当試合日に集合し、グラウンドの準備をすること。
8. その他
- ① ベンチは、対戦表の左側を1塁側とする。
 - ② ファウルボールの回収は、双方で行う。
 - ③ 捕手は、レガース等を着用すること。
 - ④ 抗議のある場合は、チームの代表者のみが行なうことができる。
 - ⑤ 特に細やかな罰則規定は設けないが、壮年野球にふさわしいマナーを全員が厳守すること。
 - ⑥ 試合日当日に棄権があった場合、試合を消化した事とし、**棄権チームにて球場使用料を支払うこととする。**
 - ⑦ 両チームの申し合わせにより事前に延期する場合、**どちらかの責任者が当該施設管理人及び、スポーツ協会事務局に試合の一週間前までに連絡する。**
※一週間で切ったからの延期はキャンセル料が以下のように発生します。
・員弁運動公園野球場 ⇒ 前日まで 5,000円、当日は 10,000円
尚、キャンセル料については**日程変更側のチームにて支払うこととする。**
 - ⑧ 振り替え日程については後日、事務局にて調整、連絡する。
 - ⑨ 雨天等で試合決行又は延期の判断については、**午後6時までに審判担当チーム**が決定することとし、両チームと施設管理人へ必ず連絡する。
 - ⑩ 試合中のケガ等については責任を負わないので、各チームでスポーツ傷害保険等に加入すること。
 - ⑪ 試合は水曜日に設定することとする。
9. 参加費
- ナイター使用料として、1試合につき1チーム 5,000円 を負担する。
➔ **年間参加費は(5,000円×試合数) 全試合終了時に、スポーツ協会事務局へ納めてください。**

10. 開会式 今年度は行いません。

<申込先> いなべ市スポーツ協会事務局
☎ 74-5028
Fax 74-3856
メール m-tanaka@inabesports.com

<球場管理> 員弁運動公園体育館管理人室
☎ 74-3855